

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五の二 省略

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項(定義)に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われた公社債等運用投資信託をいう。

十五の四 四十八 省略

2・3 省略

(納税義務者)

第五条 省略

2 省略

3 内国法人は、国内において第七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4 省略

(課税所得の範囲)

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 三 省略

四 内国法人 国内において支払われる第七十四条各号(内国法人に係る所得

(定義)

第二条 同上

一 十五の二 同上

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項(定義)に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるものをいう。)により行われた公社債等運用投資信託をいう。

十五の四 四十八 同上

2・3 同上

(納税義務者)

第五条 同上

2 同上

3 内国法人は、国内において第七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4 同上

(課税所得の範囲)

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる所得について課する。

一 三 同上

四 内国法人 国内において支払われる第七十四条各号(内国法人に係る所得

税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金

五 省略

2 省略

(公共法人等及び公益信託に係る非課税)

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配(公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの(以下この条において「公社債等」という。))の利子又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。))にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。))については、所得税を課さない。

2 省略

3 信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条(公益信託)に規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二十一条(定義)に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得(公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。))については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(退職手当等とみなす一時金)

第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項

税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬及び料金並びに賞金

五 同上

2 同上

(公共法人等及び公益信託に係る非課税)

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配並びに報酬及び料金(公社債若しくは貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条(定義)に規定する投資口で政令で定めるもの(以下この条において「公社債等」という。))の利子若しくは収益の分配又は利益の配当(以下この条において「利子等」という。))にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。))については、所得税を課さない。

2 同上

3 信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条(公益信託)に規定する公益信託の信託財産につき生ずる所得(公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。))については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(退職手当等とみなす一時金)

第三十一条 同上

に規定する退職手当等とみなす。

一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの

二・三 省略

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第四十二条 省略

2 居住者が各年において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合には、その固定資産の価額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3・4 省略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し、若しくは改良した固定資産又はその取得した同項に規定する固定資産について行うべき第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の計算及びその者がその固定資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（社会保険料控除）

第七十四条 省略

2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。

一〜五 省略

六 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者

一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの

二・三 同上

（国庫補助金等の総収入金額不算入）

第四十二条 同上

2 居住者が各年において次に掲げる固定資産を取得した場合には、その固定資産の価額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

3・4 同上

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し、若しくは改良した固定資産又はその取得した同項各号に掲げる固定資産について行うべき第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の計算及びその者がその固定資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（社会保険料控除）

第七十四条 同上

2 同上

一〜五 同上

六 農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

年金の保険料

七十三 省略

3 省略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けらるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 合計所得金額が四十万円未満である配偶者 三十八万円

二 合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である配偶者 三十八万円からその配偶者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額

三 合計所得金額が七十五万円以上である配偶者 三万円

2・3 省略

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第一百五十七条 税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主若しくは社員である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係の

七十三 同上

3 同上

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けらるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が五万円未満である者 三十八万円

ロ 合計所得金額が五万円以上である者 三十八万円からその者の合計所得金額（当該合計所得金額が三十八万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該合計所得金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

二 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が四十万円未満である者 三十八万円

ロ 合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である者 三十八万円からその者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ハ 合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

2・3 同上

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第一百五十七条 同上

ある居住者（その法人の株主又は社員である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第三項において同じ。）の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額を計算することができる。

一 省略

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ・ロ 省略

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の三分の二以上に相当すること。

2・3 省略

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一 九 省略

十 省略

（内国法人に係る所得税の税率）

第七十五条 内国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一・二 省略

三 前条第十号に掲げる賞金 その金額から政令で定める金額を控除した残額に

一 同上
二 同上
イ・ロ 同上
ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上に相当すること。

2・3 同上

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十一号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一 九 同上

十 映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（不特定多数の者から受けるものを除く。）

十一 同上

（内国法人に係る所得税の税率）

第七十五条 同上

一・二 同上

三 前条第十号に掲げる報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

四 前条第十一号に掲げる賞金 その金額から政令で定める金額を控除した残額

百分の十の税率を乗じて計算した金額

第七十七條 削除

に百分の十の税率を乗じて計算した金額

(内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例)

第七十七條 第七條第一項第四号(内国法人の課税所得の範圍)、第七十四條(課税標準)及び第七十五條(税率)の規定は、第七十四條第十号に規定する事業を営む内国法人で、自ら主催して演劇の公演を行つてゐることその他の政令で定める要件を備へてゐるものが、政令で定めるところにより当該要件を備へてゐることにつきその法人税の納税地(当該内国法人が法人税法第二條第十二号の七の三(定義)に規定する連結子法人である場合には、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長(以下この条において「所轄税務署長」という。)の証明書の交付を受け、その証明書が効力を有している間にこれを同号に掲げる報酬又は料金の支払をする者に提示してその支払を受ける場合には、当該報酬又は料金については、適用しない。

2 前項の証明書の交付を受けた内国法人がその交付を受けた後同項に規定する要件に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出なければならぬ。

3 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

- 一 所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。
- 二 前項の規定による届出があつたとき。
- 三 所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた内国法人がその交付を受けた後第一項に規定する要件に該当しないこととなつたものと認めて、その内国法人にその旨を通知したとき。

(源泉徴収義務)

第二百十二條 同上

2 同上

3 内国法人に対し国内において第七十四條各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金(これらのうち第七十六條第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)又は第七十七條第一項(内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その

(源泉徴収義務)

第二百十二條 省略

2 省略

3 内国法人に対し国内において第七十四條各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(これらのうち第七十六條第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について

所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付し
なければならない。

4 省 略

(徴収税額)

第二百十三条 省 略

2 前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該
各号に定める金額とする。

一・二 省 略

三| 省 略

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 省 略

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む。)
をいう。

一、四 省 略

五| 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券及び証券投資信託以外の投資
信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券

六 省 略
3 省 略

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万
円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所
得税について第二百四十条(源泉徴収に係る所得税を納付しない罪)の規定に該
当するに至つたときは、同条の例による。

支払の際、当該利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配
、報酬若しくは料金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月
の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 同 上

(徴収税額)

第二百十三条 同 上

2 前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該
各号に掲げる金額とする。

一・二 同 上

三| 前条第三項に規定する報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計
算した金額

四 同 上

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 同 上

2 同 上

一、四 同 上

五| 公社債投資信託以外の証券投資信託(その設定に係る受益証券の募集が第二
条第一項第十五号の三(定義)に規定する公募により行われたものを除く。)
又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの
受益証券及び特定株式投資信託(信託財産を株式のみに対する投資として運用
することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条
第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要
件に該当するものをいう。)の受益証券

六 同 上
3 同 上

第二百四十二条 同 上

一 省略

二 第八十條第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六條第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者及び第八十條第二項、第二百六條第二項又は第二百四條第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者

三 九 省略

別表第一 公共法人等の表（第四條、第十一條關係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
------------	----------------------------

海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
------------	----------------------------

一 同上

二 第七十七條第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）、第八十條第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六條第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者及び第七十七條第二項、第八十條第二項、第二百六條第二項又は第二百四條第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者

三 九 同上

別表第一 公共法人等の表（第四條、第十一條關係）

一 同上

名称	根拠法
同上	同上
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）
同上	同上
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
同上	同上
海洋水産資源開発セン	海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六

国民年金基金連合会	国民年金基金	国民年金法	国民生活金融公庫	国民健康保険組合 国民健康保険団体連合 会	国民健康保険法	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第二十五号）	国家公務員の団体（法 人であるものに限る。）	省略	軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
			号）					国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）	省略		

同上	同上	国民生活センター	同上	同上	同上	国際交流基金	国際協力事業団	同上	国際観光振興会	同上	同上	同上
同上	同上	号）	同上	同上	同上	国際交流基金法（昭和四十七年法律第四十八号）	号）	同上	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）	同上	同上	同上

職業訓練法人	省略	社会福祉法人	司法書士会	自動車安全運転センター	省略	市街地再開発組合	財団法人（民法第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）
職業能力開発促進法	省略	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	省略	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	民法

同上	同上	同上	社会福祉・医療事業団	同上	自動車事故対策センター	同上	同上	産業基盤整備基金	同上	雇用・能力開発機構
同上	同上	同上	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）	同上	自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）	同上	同上	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）	同上	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）

日本育英会	省略	都市基盤整備公団	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	投資者保護基金	中小企業団体中央会
日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）	省略	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）		証券取引法 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

同上	同上	同上	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	同上	通信・放送機構	通関情報処理センター	同上
同上	同上	同上		同上	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）	同上

農業協同組合中央会	省略	年金資金運用基金	日本郵政公社	日本放送協会	日本弁理士会	日本弁護士連合会	日本土地家屋調査士会連合会	省略	日本電気計器検定所
農業協同組合法	省略	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	土地家屋調査士法	省略	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）

同上	同上	同上	日本労働研究機構	同上	同上	日本貿易振興会	同上	同上	日本万国博覧会記念協会	同上	同上	同上	日本鉄道建設公団
同上	同上	同上	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第三百二十二号）	同上	同上	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）	同上	同上	日本万国博覧会記念協会法（昭和四十六年法律第九十四号）	同上	同上	同上	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）

<p>農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）</p>	<p>農業信用基金協会</p> <p>農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険機構</p> <p>農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）</p>	<p>農林漁業金融公庫</p> <p>農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）</p>	<p>阪神高速道路公団</p>
			<p>阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）</p>	

<p>同上</p>	<p>農業者年金基金</p>	<p>同上</p>	<p>農林漁業信用基金</p>	<p>同上</p>
	<p>農業者年金基金法</p>	<p>同上</p>	<p>農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）</p>	<p>同上</p>

二
省
略

二
同
上



(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第三条)

第二章 納税義務者(第四条)

第二章の二 連結納税義務者(第四条の二―第四条の五)

第三章 課税所得等の範囲(第五条―第十条の二)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条・第十二条)

第五章 事業年度等(第十三条―第十五条の三)

第六章 納税地(第十六条―第二十条)

第二編 内国法人の納税義務

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準(第二十一条)

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)

第三款 益金の額の計算

第一款 受取配当等(第二十三条・第二十四条)

第二款 資産の評価益(第二十五条)

第三款 還付金等(第二十六条―第二十八条)

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条―第三十二条)

第二目 資産の評価損(第三十三条)

第三目 役員報酬、賞与及び退職給与等(第三十四条―第三十六条の三)

第四目 寄附金(第三十七条)

第五目 租税公課等(第三十八条―第四十一条)

第六目 圧縮記帳(第四十二条―第五十一条)

第七目 引当金(第五十二条―第五十六条)

第八目 繰越欠損金(第五十七条―第五十九条)

第九目 契約者配当等(第六十条・第六十一条)

第五款 利益の額又は損失の額の計算

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第八目 同上

第九目 同上

第五款 同上

- 第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二・第六十一条の四）
- 第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）
- 第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）
- 第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八・第六十一条の十）
- 第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）
- 第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）
- 第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条―第六十二条の七）
- 第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）
- 第八款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
- 第二節 税額の計算
 - 第一款 税率（第六十六条・第六十七条）
 - 第二款 税額控除（第六十八条―第七十条の二）
 - 第三節 申告、納付及び還付等
 - 第一款 中間申告（第七十一条―第七十三条）
 - 第二款 確定申告（第七十四条―第七十五条の二）
 - 第三款 納付（第七十六条・第七十七条）
 - 第四款 還付（第七十八条―第八十条）
 - 第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）
- 第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税
 - 第一節 課税標準及びその計算
 - 第一款 課税標準（第八十一条）
 - 第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）
 - 第三款 益金の額又は損金の額の計算
 - 第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）
 - 第二目 受取配当等（第八十一条の四）
 - 第三目 外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）
 - 第四目 寄附金（第八十一条の六）

- 第一目 同上
- 第二目 同上
- 第三目 同上
- 第四目 同上
- 第五目 同上
- 第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）
- 第六款 同上
- 第七款 同上
- 第八款 同上
- 第二節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
- 第一章の二 同上
 - 第一節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
 - 第三目 外国子会社の外国税額（第八十一条の五）
 - 第四目 同上